



国リハニュース

国立障害者リハビリテーションセンター専門情報誌

目次

特集

『新型コロナウイルス感染症対策への取組と予防対策』

自立支援局における新型コロナウイルス感染予防対策への取組 ————— 2

病院における取組と予防 ————— 4

発達障害情報・支援センターにおける新型コロナウイルス感染症に関する取組 — 6

トピックス

WHO指定研究協力センターの活動と指定更新について ————— 8

『感染予防7箇条』

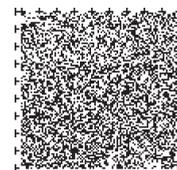


『出典：首相官邸HPより』

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

電話 04-2995-3100 FAX 04-2995-3661 <http://www.rehab.go.jp/>

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部 企画課



自立支援局における 新型コロナウイルス感染予防対策への取組

総合相談支援部 総合相談課長 藤田 ゆかり

自立支援局では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、利用者の皆さんにもご協力いただきながら安心・安全な訓練・生活環境の確保に努めてまいりました。ここに、取組経過（概略）をご紹介します。

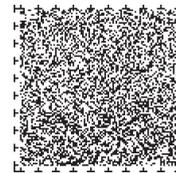
- 3月9日 自立支援局における新型コロナウイルス感染拡大防止対策策定
- 4月1日 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の見直し
- 4月7日 **緊急事態宣言発出（5月6日まで）**
対象：東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県
- 4月8日 通所利用者の訓練を休止（入寮者は訓練継続）
4月8日から5月8日までの間の通所利用者の訓練を休止し、自宅学習課題の提供や電話による状況確認等を実施した。
- 4月16日 **緊急事態宣言の対象域が全都道府県に拡大**
- 5月4日 **緊急事態宣言期間延長（5月31日まで）**
- 5月8日 緊急事態宣言の期間延長に伴う自立支援局の対応検討
通所利用者の訓練休止期間延長
養成施設は、5月11日に入所式と始業式を実施し訓練を開始することを決定。必要に応じて遠隔訓練による対応とした。
- 5月15日 緊急事態解除宣言に備えて、通所利用者の訓練再開に向けて対応策を検討し、訓練再開のための準備開始
- 5月22日 感染予防策を講じた上で、6月1日からの通所利用者の訓練再開を決定

- 5月25日 **緊急事態解除宣言発出**
- 6月1日 通所者の訓練再開、新規利用者の受入れ開始
- 7月10日 8月以降の自立支援局の対応検討
段階的に制限を緩和し訓練等の対応を拡大していく方針を決定

宿舎及び訓練場面において、以下のような感染拡大防止対策を継続しています。

- ・マスク着用、手洗い、アルコール消毒の徹底、毎朝の検温と体調チェック
- ・外出・外泊の自粛・制限
- ・面会者の制限
- ・食堂内の整列ライン、座席配置（座席の間隔確保と一方向での喫食）の変更





- ・手洗い場（食堂、トイレ）のエアタオルを撤去しペーパータオルを設置
- ・宿舎の共用部分、及び、訓練室の訓練機器、テーブル、椅子等の消毒徹底
- ・「3蜜」回避のため、訓練室のこまめな換気とパーティション設置、訓練時間割調整による訓練室内の人数制限を実施
- ・遠隔（オンライン）訓練の実施
- ・訓練授業時のフェースガード着用
- ・公共交通機関を利用した訓練、職場実習、職場訪問、施設外の訓練、施設見学、の制限等



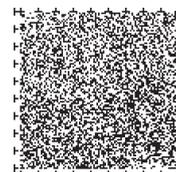
また、新型コロナウイルス感染疑い事例の発生を経験しました。

4月15日 利用者が高熱を発して国リハ病院受診。保健所へ報告。検査実施

17日 PCR検査陰性。有症状継続のため「偽陰性」とも考え経過観察
22日 PCR再検査陰性。有症状継続
24日 国リハ病院へ入院（「肺炎」の診断）
5月8日 同病院退院
濃厚接触の疑いがあった利用者11名を2日間居室待機とし、職員11名は2日間自宅待機にしました。当該利用者が所属する訓練棟及び宿舎棟を消毒の上、閉鎖し、外部者との接触を制限して対応しました。この間、当該者以外の利用者と職員から体調不良等の訴えはなく、落着きました。

自立支援局では、政府の方針に基づき感染防止対策を講じると共に、万が一の発生に備えて対応案を策定していますが、当局には、基礎疾患を有している方や重度障害のある方が多数在籍しています。国内の感染収束が見えない中、衛生材料の確保が困難な状況も続きました。感染防護服の入手が困難なため、病院、学院、研究所と協力して、フェイスシールドやポリ袋からの簡易ガウンを作製して備えるなど、様々な対応を行ってきています。

これまでのところ新型コロナウイルス感染者の発生には至らず、緊急事態解除宣言後は、訓練等の対応を段階的に拡大して従来の訓練提供ができる状態に戻りつつあります。これもひとえに、利用者、職員の皆さんが一丸となって感染症対策に取り組んでくださっていることにほかなりません。皆さまのご理解とご協力に感謝しつつ、「新しい生活様式」を実践し、安心、安全な環境で訓練生活を継続できるよう自立支援局の取組みを続けて参ります。



病院における取組と予防

病院長 西牧 謙吾

1. 病院における新型コロナウイルス感染症対策のはじまり

中国の武漢で、正体不明の新興感染症が流行し始めたとのニュースが入ってきた頃は、まだまだ対岸の火事だと思っていました。2020年1月後半、院内感染対策チームの中で、市中の手指衛生材が品薄になっているとの情報が入り始めましたが、それでも緊迫感はなく、在庫でいつまで持たせることが出来るかなどと話をしていました。例年より早くインフルエンザ流行期に入り、お見舞い客の制限、手指衛生の徹底など、例年通りの冬期感染症対策に邁進していました。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

2月13日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策が出ましたが、病院としては周辺の病院での面会制限情報を集める他は、手指消毒薬剤が市中からなくなることへの対応が中心でした。特に、泌尿器科受診している患者へのアルコール綿などの不足が目立ってきました。

3月になり市中でも感染者数が増加し、重症者や死亡例が毎日のように報道されるようになり、院内感染も報告され始めました。3月3日の幹部・部長合同会議で、当センターにおける各部門の新型コロナウイルスへの対応状況が集約され、4月末までの対応方針が決まりました。

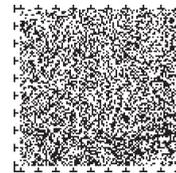
病院では、職員・来院者等へのマスク着用の徹底、入院患者が1、2階に行く場合のマスクの着用を徹底しました。この頃には医療用マスクの在庫も少なくなり、自立支援局の看護師への供給を含め在庫管理を強化しました。体育館を含め、施設利用の制限、外来患者の受け入れ制限と電話再診の手続きなど、国の方針に基づ

き、病院としての対応方法を徹底するために、毎週診療部会、拡大診療部会を開催し、3月25日付けで病院新型コロナウイルス感染症対策をとりまとめました。主な方針は、職員が感染者となった場合は外来の閉鎖、入院患者受け入れ停止とする、感染が疑われる患者の対応方法の方針決定、職員の感染防止対策の徹底、見学・実習生の受入れ原則中止としました。4月7日の緊急事態宣言を受けて、4月8日から外来はリハビリを含め、可能な患者は電話再診又は延期。同14日からは、更に院内感染対策を強化し、来院者の発熱チェックを開始、同15日から入院患者への面会を中止、併せて入院患者の外出・外泊を制限しました。



3. 新型コロナウイルス感染症疑い事例の発生とその経緯

4月15日、自立支援局利用者が発熱で病院を受診し、胸部CT所見で新型コロナウイルス感染症が疑われました。2回のPCR検査陰性が確認され、新型コロナウイルス感染症は否定されましたが、翌16日より自立支援局の入所生の来院を制限しました（5月12日まで継続）。この事例への対応で、感染疑いの患者対応だけでなく、濃厚接触者疑いへの対応が加わり、個室隔離、食事の対応、生活空間の制限を実施するために、感染症発生時にどれだけの職員確保が必要かを



実感できたことは収穫でした。

しかし、入院患者の中に基礎疾患や重度障害のある患者が多いため、職員の間で感染防止の危機感が高じ、看護師、リハスタッフの間で緊張と不安が高まり、感染の収束が見えない中、利用者や職員の心身が不安定になることがありました。そのため、体調が悪い職員は休みを取り、体調管理に努めることを勧めました。

この実戦経験により、3月25日に取り決めた病院新型コロナウイルス感染症対策の不足部分が明らかになってきました。そこで、4月21日に国や日本医師会などから出された対応方針を参考にし、5月13日に病院新型コロナウイルス感染症対策を改定しました。主な変更点は、新入院患者、外来患者の感染リスク評価基準の策定、入院・外来患者の移動の導線の分離、医療者・リハスタッフが適切で一貫性のある感染防護処理が行われるように病院職員の全体研修を実施しました（eラーニングにより）。

4. 第1波収束後の対応

緊急事態宣言が5月25日の解除を受け、6月1日には病院における制限の一部緩和として、入院患者への病棟での面会（15歳以上の家族2名まで15分以内）、病棟内での退院支援患者家族指導を再開、入院患者のセンター敷地内への外出、主治医が必要と判断した外泊を許可、外来の来院制限を入院患者と交わらない対策をしたうえで解除に踏み切りました。国リハ病院の入院患者は、高齢者、合併症併存者、重度者が多く、さらなる制限の解除については、新型コロナウイルス感染者発生状況の動向等を確認しながら、社会情勢をふまえつつ、総合的に判断を行っていくこととし、対応方針の一部を改訂しました。

7月に入り、所沢市内の病院で大規模な院内感染事例も発生し、病院職員の周りでも、濃厚

接触者が出てきたため、8月11日に再度入院患者への面会を中止しました。幸い、入院患者、職員の中での感染者は出ていません。

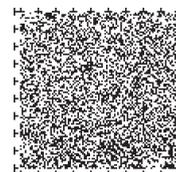
5. 国リハ内部での連帯

衛生材料（手指消毒液、予防衣、手袋、マスク等）が、3月以降通常の購入ルートでは入手できづらくなってきたため、市中のホームセンターやドラッグストアに職員が買い出しに行くなどの対応を取りました。それでも予防衣は入手が困難であったため、代用品としてレインウェアを購入して必要な部署に配布した他、ポリ袋（90ml）を活用して簡単なガウンを作製しました。

衛生材料の不足を補うため、病院、学院、研究所、自立支援局と協力し、4月14日からフェイスシールド130個、4月23日からアイソレーションガウン933枚を作成しました。また、国、県及び医師会等からN95マスク100枚、サージカルマスク8,000枚、フェースシールド440枚、アイソレーションガウン6,000枚を受領しました。

6. 新型コロナウイルス感染症対策の教訓

9月に入り第2波も落ち着きつつあります。第1波の時に比べ、国民一人一人のマスク着用、手指衛生の徹底、不要不急の外出をしないなど、個人防衛文化が定着したこと、クラスターをつぶす感染症対策が功を奏したことで、とりあえず感染をコントロールできたと考えられます。病院の対策としては、平成26年より院内感染対策を進め、医療職の手指衛生の徹底、病院内の衛生環境保持の徹底が図られ、院内感染コントロールチームが機能していたことが、今回のような、大規模感染時でも緊急の対策が出来た大きな理由と考えられています。



発達障害情報・支援センターにおける 新型コロナウイルス感染症に関する取組

企画・情報部 発達障害情報・支援センター

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナと略す）の流行に伴い、発達障害情報・支援センター（以下、当センターと略す）ではいくつかの取組みを行ってきましたので、概要をご紹介します。

◆感染予防・拡大防止に係る啓発資料等作成およびホームページ上の関連情報ページ新設

緊急事態宣言の発令直後より、発達障害の方々に向けて必要な情報をわかりやすく届けるための啓発資料等※を作成し、周知に取組みました（※作成物：①感染予防・拡大防止のためのチラシ等「コロナをたいじ！まけない！」「コロナに気をつけましょう」、②特別定額給付金の手続きに関する啓発チラシ「10万円給付－心配解決ガイド－」）。

また、ホームページ上にコロナの関連情報をまとめたページを新設し、迅速な情報発信につとめました。

◆各地の拠点機関等（全国の発達障害者支援センター）とのWEB情報交換会

発達障害児者支援における各地の拠点機関である全国の発達障害者支援センターとの臨時の情報交換会を、6月5日にWEB開催しました（参加機関：48センター・厚生労働省・当センター、参加者：約60名）。

各センターにおけるコロナ対応に関する取組や課題等について意見交換を行いました。センターによっては、相談業務や研修会開催、ケース検討会のオンライン化など、試行錯誤の中で様々な工夫を凝らしている様子が伝わってきました。また、北海道から沖縄まで、全国各地とWEBでつながりあえるメリットを各センターと共有する好機となりました。

◆当事者・ご家族向けWEBアンケートの実施（「新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート」）

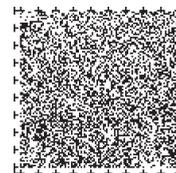
〈新しい生活様式〉の実践がすすめられる中、発達障害児者がどのような困りや生活の変化等を感じているのか、発達障害児者や家族および支援者に有用な情報を発信するには、当事者の声をきくことが重要と考え、アンケート調査（当事者向け・ご家族向け）を実施しました。

【方法】

- ・調査対象：①発達障害の当事者 ②発達障害児者の家族
- ・調査期間：令和2年7月2日～8月17日
- ・調査方法：WEBによるアンケート調査を実施。携帯端末からのアクセスをしやすいするためにQRコードを設定しました。都道府県・政令市の発達障害者支援センターをはじめ、関連団体等にも周知に係る協力を依頼しました。

※調査への同意と個人情報の保護：調査の同意については、回答を送信することをもって、調査への協力に同意したこととみなし、その旨をアンケートフォームにも記載しました。アンケートフォームを使用しているため個々の回答者を特定することはできず、全体としての集計結果とすることをもって個人情報を保護しました。

- ・調査内容：「Ⅰ. 〈新しい生活様式〉の実践に伴う生活の変化や困り感等に関すること」、「Ⅱ. 最近の状態とこれからの生活に関すること」の計10問を設定しました。当事者の困りや現状を可能な限り把握できるように、回答は選択式と自由記述式にしました。



【結果】

回答件数は852件（当事者352件、ご家族500件）でした。紙面の都合上、ここでは、当事者向けアンケートの結果の一部をご紹介します。回答者の約6割が女性で、診断名ではASDとAD/HDが多かったです。

- ・〈新しい生活様式〉に取り組む中での日常生活上の困りについては、マスクを外すタイミングの難しさや、ネットでの手続き／買い物での困り感を感じている人が多かったです。
- ・マスク着用については「がまんをして着用している」（50%）、「マスクをすることが難しい」（6%）と、半数以上が何らかの困難を感じていました。着用中に困難を感じる理由については、感覚過敏に由来するものが主になっていました。着用時の状況について、「（聞き取りにくい時）相手に聞き返すことが難しい」「普段より言われたことを理解するのに時間がかかる」との回答がそれぞれ40%以上でした。
- ・オンライン化については、回答者の約半数が戸惑いを感じていました（「どのタイミングで発言すればよいのか、よくわからなくて戸惑う（46%）」、「相手の話に集中しにくい（画面に映っている物が気になってしまう等）（29%）」）。一方、自由記述では、外出や他者と接する機会が減少したことで精神的な負担が軽減されるなど、何らかのメリットを感じているという回答も一定数ありました。
- ・最近（この1～2週間）の自身の状態については、何らかの不調や心配ごとが増したと回答した方が多かったです（「睡眠の問題が増えた（43%）」、「怒りっぽくなった／気分の浮き沈みが大きくなった（42%）」、「お金に関する心配ごとが増えた（41%）」）。

- ・これからの生活に関する状態や気持ちとしてあてはまるものを選択してもらったところ、多かったのは、「いつまでこの状態（コロナを気にかけながらの生活）が続くのか、とても不安／気持ちが落ち込む」（62%）、「将来の生活についてあまり希望がもてない」（48%）でした。同時に、「感染予防に気をつけながら、趣味の時間や人とのつながりを大切にしたい」（45%）という回答も一定数あることが示されました。

今回のアンケート結果より、回答に協力くださった方々が日常生活で様々な影響を受けていることがうかがわれました。結果概要は[速報]として9月4日にホームページで公表し、新聞等で報道されました。今後は、自由記述回答を含めた詳しい報告をまとめる予定です。

コロナ禍での大変さはすべての人が抱えていますが、発達障害児者の困りの程度はより深刻な場合があると推察されます。そのような状況下ですが、これからも当分の間、当事者やご家族には引き続き感染予防に取り組んでいただく必要があります。当センターとしては、アンケートで届けられた貴重な声も参考に、より有用な情報発信につとめてまいります。

発達障害情報・支援センター
Center and Support for People with Developmental Disability
 国立障害者リハビリテーションセンター

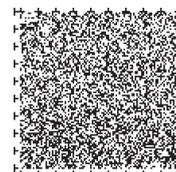
URL <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

気づく どうする? 理解する 制度 日本・世界 相談窓口 資料

ホーム > 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の関連情報

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の関連情報

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報をまとめたページを作成しました。発達障害等のある方やそのご家族、支援者の方々に活用していただくことを想定しています。
 今後もひきつづき適宜アップデートをしていきたいと考えております。ぜひともご利用いただけますようお願い申し上げます。



WHO指定研究協力センターの活動と 指定更新について

企画・情報部 企画課 国際協力室

当センターはWHO（世界保健機関）の障害とリハビリテーションに関する方針や活動に協力することを目的として、1995年7月にWHOから“障害の予防とリハビリテーションに関する指定研究協力センター”としての指定を受けています。

WHO指定研究協力センターは、WHOのプログラムをサポートするための国際的な協力ネットワークとしてWHOにより認定された施設（組織）で、WHOの政策を進め、必要な情報を収集、普及する役割を担っています。

WHOは世界を6つの地域（アフリカ、米州、南東アジア、欧州、東地中海、西太平洋）に分け、150か国・地域の加盟国と協力して全ての人々の健康増進のための国際専門機関として活動をしています。

日本は西太平洋地域に所属しており、この地域は地図に示されているように、多くの島国で構成されています。

この地域において当センターは、中国、香港（WHOの地域区分による）、オーストラリア、韓国の指定研究協力センターともセミナー等を通じた協力をしています。なお、日本国内には現在36か所の指定研究協力センターがありますが、障害の予防とリハビリテーションに関するものは当センター1か所です。

本紙面では、障害とリハビリテーションに関するWHOの最近の動向と当センターの活動及び指定の更新についてご紹介します。

障害とリハビリテーションに関する現在のWHOの方針、行動の計画として下記の3つが挙げられます。

- (1)障害に関する世界行動計画2014-2021 (WHO global disability action plan 2014-2021)

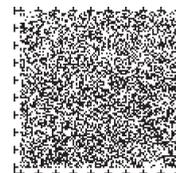
- (2)リハビリテーション2030 (REHABILITATION 2030: a call for action)
- (3)西太平洋地域のリハビリテーションに関するフレームワーク (Western Pacific Regional Framework on Rehabilitation)

2014年にWHO総会で採択された(1)の“障害に関する世界行動計画2014-2021”は国連障害者権利条約に沿って作成されたものです。WHOは、障害は保健・医療だけでなく、人権、社会開発に関連する課題であると述べています。

この行動計画は“全ての障害がある人々のより良い健康”を実現するために、①障害がある人々の保健・医療サービスへの障壁を取り除き、利用しやすくする②リハビリテーション、ハビリテーション（新たに能力・技能を獲得する、能力を向上させるための過程）、支援技術（支援機器を含む）、地域に根差したリハビリテーションを強化する ③障害に関する国際比較可能なデータ収集を強化し、障害やサービスに関する研究を支援する の3つの目的のために加盟国と関係団体がとるべき行動を示しています。

次に、2017年に、リハビリテーションを強化・拡充するためにとるべき行動をWHOが示したものが(2)の“リハビリテーション2030”です。リハビリテーションを障害がある人々にだけでなく、高齢者や生活習慣病等の慢性疾患等がある全ての人々に提供されなくてはならないものと位置づけており、2030年（国連開発計画の目標年）までに各国が行うべき10の行動を示しています。

上記の2つは世界的な行動計画ですが、西太平洋地域においてリハビリテーションに関して取り組むためのガイドラインとして作成された(3)の“西太平洋地域のリハビリテーションに関するフレームワーク”では、地理的、経済的な多



様性のある西太平洋地域において、①質の高いリハビリテーションを人々が利用できるようにするための提供内容や物理的な改善 ②国や自治体のガバナンス ③リハビリテーションの人材育成 ④データ収集と研究に取り組むことを提唱しています。

このように、WHOはこの数年間に障害及びリハビリテーションについての方針・行動計画を示し、加盟各国にはこれを踏まえて自国の実情に合わせた活動を行うことを求めています。

各国の指定研究協力センターは、このようなWHOの方針の実現に協力するために活動の大枠としての“協力事項”と具体的な活動の内容を示す“行動計画”を策定し、活動を行っています。

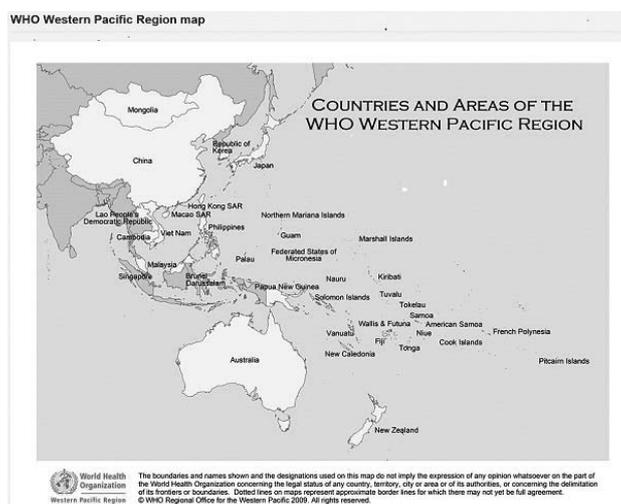
当センターは25年間にわたり、指定研究協力センターとしての活動を行っています。1回の指定期間は4年間であり、直近の4年間（2016年10月から本年10月まで）では次の4つの行動計画を実行して参りました。①障害がある人々のスポーツ活動と健康増進に関して、障害がある人々のスポーツに関するマニュアルの作成・西太平洋地域等への配布 ②福祉機器に関する情報として、日本の補装具費支給制度の概要を

レポートにしてWHOに提供 ③災害時における障害者支援に関して、日本の経験や取り組みをWHOに提供 ④WHOの方針等に関する普及のため、国際セミナーを開催。

本年10月からの次の4年間の更新に際して、当センターはWHOの“西太平洋地域のリハビリテーションに関するフレームワーク”に沿った5つの行動計画を予定しています。

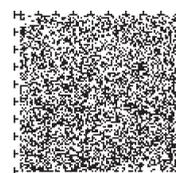
- (1)障害がある人々の健康増進に関する知識や資源の開発
- (2)災害時の障害がある人々の避難受け入れ手順に関する開発
- (3)地域のリハビリテーション人材育成に資する手引きの開発
- (4)障害がある人々の総合的リハビリテーションに関する情報提供
- (5)リハビリテーション、障害、支援技術に関するWHOの政策・方針の普及

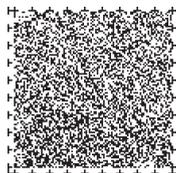
当センターはこれらの行動計画の実行を通じて、WHOの障害とリハビリテーションに関する方針の普及や知見の提供、西太平洋地域の国々への情報提供等を今後とも行って参ります。



出典：WHO Western Pacific ホームページ

<https://www.who.int/westernpacific/about/where-we-work>





自立支援局利用者募集

〈視覚障害のある方の自立した生活に向けて〉

自立訓練(機能訓練)

視覚障害により日常生活や就労等を目指す上で困っていること等がある方に対し、白杖を使用した歩行訓練や日常生活訓練、学習や就労等で活用可能な音声パソコン、録音機器等の操作方法習得のための訓練等を提供しています。

就労移行支援(養成施設)

国家資格である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」の資格取得を目指し、授業(講義、実技実習、臨床実習等)の提供の他、資格取得後の就労に向けた支援を提供しています。就労移行支援(養成施設)の利用に当たっては利用者選考があります。

	応募締切日 (書類必着)	利用者選考日	利用開始 年月
第1回利用者選考	2020年11月20日	2020年12月10日	2021年 4月
第2回利用者選考	2021年1月15日	2021年2月3日	
第3回利用者選考	2021年2月12日	2021年3月4日	

〈頸髄損傷等の方の自立した生活に向けて〉

自立訓練(機能訓練)

頸髄損傷等による重度の肢体不自由の方が地域や家庭、職場などで補装具や自動具の活用や環境を調整することによりできる動作を身につけ、より充実した社会生活を送ることができるよう、理学療法、作業療法、リハビリテーション体育、職能訓練等の訓練を提供しています。

〈高次脳機能障害のある方が自分らしく暮らすために〉

自立訓練(生活訓練)

高次脳機能障害に伴う記憶障害、注意障害、遂行機能障害等による生活課題に対し、メモリーノート等の代償手段の活用によりスケジュール管理等の生活能力を高められるよう、個々の生活状況に応じて支援します。個別又は集団で訓練を提供しています。

〈障害のある方の「働きたい」を支援します〉

就労移行支援

就労が見込まれる主に身体に障害がある方に、一般就労や復職に向けて、就労のための技能習得(事務、作業等)及び模擬的な職場体験訓練を提供しています。就職活動に向けては、職場見学や職場実習の他、履歴書の作成や面接練習なども実施し、面接会の同行等の就職活動も支援しています。

※障害状況や遠方である等の理由により、上記サービスを通所で利用することが困難な方には、施設入所支援(宿舍)を提供しています。併せてご相談ください。

お問い合わせ先

自立支援局総合相談支援部総合相談課 E-mail: rehab-soudan@mhlw.go.jp

TEL 04-2995-3100(内線2211~2215) FAX 04-2992-4525

学院学生及び研修生募集

学院は、1. 高校や大学を卒業した方(見込の方を含む)を対象とする専門学校であり、また、2. リハビリテーション関係・福祉関係に現に従事している方々を対象とする研修機関です。

1. 専門学校に設置されている学科、応募資格、養成内容は次のとおりです

学科名	修業年限	応募資格(詳しい応募資格はHPをご覧ください)	養成内容
言語聴覚学科	2年	4年制大学を卒業した方(見込の方を含む)	言語聴覚士の養成
義肢装具学科	3年	高等学校を卒業した方(見込の方を含む)	義肢装具士の養成
視覚障害学科	2年	4年制大学を卒業した方(見込の方を含む)	『見えない』『見えにくい』方々の生活を安全で円滑なものにするため、専門知識に基づく適切な助言や有効な用具の選定、訓練などの支援を行う「視覚障害生活訓練専門職員」の養成
手話通訳学科	2年	高等学校を卒業した方(見込の方を含む)	手話通訳士の養成
リハビリテーション体育学科	2年	4年制大学を卒業した方で高校保健体育の免許を有する方等(見込の方を含む)	スポーツを用いて、障害のある方の運動機能や認知機能の維持・改善が図られるよう指導や支援をする「リハビリテーション体育専門職員」の養成
児童指導員科 (発達障害支援者養成)	1年	4年制大学を卒業した方(見込の方を含む)又は保育士資格を有する方(見込の方を含む)	発達障害児・者やそのご家族が『生きづらさ』や『育てにくさ』を感じることなく、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する発達障害支援専門職の養成

2. 現任研修については、中期研修(約半年間)と短期研修(1日~1週間程度)があります。主な中期研修の種類と応募資格は次のとおりです。

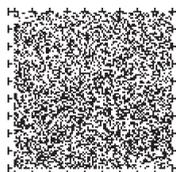
研修名	応募資格(詳しい応募資格はHPをご覧ください)
脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程	看護師として実務経験5年以上の方(うち3年以上は脳血管障害の多い部署での看護実績がある方)
児童指導員科特定研修課程	医療、教育、福祉分野において発達障害支援に携わる現職者で所属長から推薦された方

短期研修については、リハビリテーション関係・福祉関係の現職者を対象に年間約30研修開催しています。研修会名、応募資格や応募期間などはHPをご覧ください。

お問い合わせ先

学院について少しでもご興味をお持ちいただいた方は、どんなことでも、下記までお問い合わせください。

学院主幹 TEL 04-2995-3100(内線2610) FAX 04-2996-0966



オープンキャンパスについて

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインによるオープンキャンパスを実施しております。詳しくは当センター学院のホームページをご確認下さい。

<http://www.rehab.go.jp/College/japanese>